

住民税(市民税・県民税)の主な改正点

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

	改正前	改正後	
居住年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
個人住民税控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%最高97,500円	所得税の課税総所得金額等の5%最高97,500円	所得税の課税総所得金額等の7%最高136,500円

※個人住民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に限度額の範囲内で住民税から控除されるものです。

- ◆住宅借入金等特別控除の延長・拡充
- 個人住民税における住宅借入金等特別控除の対象期間について、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長

されるとともに、控除限度額が拡充されました。

- お問合せ
課税課 岩井仮設庁舎
内線1754

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。

そのため、老齢年金を受けているかたには、1年間の年

金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日まで届くよう送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失した場合は再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。



■お問合せ

下館年金事務所

☎ 0296(25)0829

公的年金の源泉徴収票

古河税務署からのお知らせ

- ◆確定申告書は自宅で作成できます！

費税の確定申告は、3月31日(火)が申告・納付の期限となっています。

古河税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。

確定申告期間中の申告会場は大変混雑し、長時間待ちいただすこととなります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

- ◆確定申告の相談及び申告書の受付について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までは、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。還付申告については、2月15日(日)以前でも行えます。

平成26年分の個人事業者のかたの消費税及び地方消

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

- お問合せ
古河税務署
個人課税第一部
☎ 0280(32)4161